

令和2年6月24日
経済環境委員会資料
商工労働部

目 次

【報告案件】

- 1 緊急経営基盤安定資金融資制度の拡充について…………… 1 頁

【緊急経営基盤安定資金貸付事業】

1 緊急経営基盤安定資金融資制度の拡充について

[商業労政課]

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、日常生活において市民や事業者には「新しい生活様式」が求められていることから、中小企業者等が行う設備投資にも活用できるような資金使途を追加するとともに、新たな資金需要に対応するため、融資限度額を拡充するもの。

(2) 制度の拡充内容

ア、「新型コロナウイルス感染症対策支援特別枠」の資金使途に設備資金を追加。

イ、「新型コロナウイルス感染症対策支援特別枠」、「新型コロナウイルス感染症対策支援特別枠・薬業振興枠」の融資限度額を3,000万円から5,000万円に拡大。

資金名	資金使途	融資限度額	融資利率	償還期間(据置)
緊急経営基盤安定資金	新型コロナウイルス感染症対策支援特別枠	運転資金 借換資金 <u>設備資金</u> 3,000万円 ↓ 5,000万円(拡大)	年1.2% (全額利子助成)	10年(1年)
	新型コロナウイルス感染症対策支援特別枠・薬業振興枠	運転資金 借換資金 <u>設備資金</u> 3,000万円 ↓ 5,000万円(拡大)	年1.2% (全額利子助成)	10年(3年)

(3) 取扱期間

令和2年6月26日から令和2年12月31日